

1. 生活のきまりを守り、規則正しい生活を送ろう！
2. 心身を鍛え、健全で安全な生活を送ろう！
3. 家族のふれあいを深め、楽しい家庭生活を送ろう！

《生活》

1、外出・旅行について

- ★(1) 生徒同士での夜間外出や外泊・友人宅の宿泊はしない。
- (2) 外出の時は必ず行き先・用件・帰宅時間などを家の人に告げること。
- (3) 祭りの際は、午後10時までには帰宅する。また、校区外(旧町外)の祭りには生徒同士では行かない。
- (4) 旅行など学割が必要な場合は、学校に申し出る。

2、交通安全について

- (1) 部活動など学校生活に参加する場合は、通学同様ヘルメットを必ず着用すること。
- (2) 普段の交通ルールをしっかりと守り、自転車の二人乗り、夜間の無灯火運転、手放し運転等も絶対にしない。(道路交通法改正により、違反者は講習の義務、もしくは罰金刑に処することが法律で定められています)

3、花火や遊泳について

- (1) 公園、空き地、グラウンドでの友達同士の花火は止めよう。
- (2) 海水浴や釣りなどの際、離岸流などによる水難事故には十分に気をつける。(海水浴は保護者同伴とする)
- (3) 阿賀野川・新江・小松江などの河川での入水は禁止する。
- (4) 工業団地近くのため池には近づかない。
- (5) 小学校を含め、他校のプールは使用できない。

4、娯楽施設について

- ★(1) ゲームセンターへの出入りはしない。家族同伴でも好ましくない。(習慣化の恐れ)
- ★(2) カラオケボックスは保護者同伴とする。生徒同士では絶対に行かない。(個室による様々な危険性)
- ★(3) 未成年者禁止の娯楽施設には絶対に立ち入らない。また、保護者同伴でも立ち入らない。(習慣化や悪質な他者との接点の可能性)

5、その他

- (1) 中学校に用事があるときは、制服か体育着で来ること。
- ★(2) 午後6時には帰宅しよう。(夜間の外出はしないように)
- (3) アルバイトは絶対にやらない。
- ★(4) 未成年の飲酒・喫煙、万引き、バイク等の運転、交通機関等の不正料金、自転車の二人乗りなど、すべて犯罪である。校則違反ではなく逮捕・補導になることを認識すること。

★※ 阿賀野市全体の中学校では、「中学生にスマートフォンや携帯電話等は必要ない、持たせない」という立場で、共通で指導をしております。最近では、いじめトラブルの原因になるだけでなく、出会い系に巻き込まれたり、家出や生命の危険性も十分に考えられ、その被害にあっている中学生も全国で少なくありません。

その利用については、その他の通信機器も含め、家庭内でよく話し合い、保護者の責任において、子ども自身の判断に任せることの無いようにお願いします。

《学習》

- ★1、家庭学習時間(学年+1時間)を確保し、不得意教科の克服などねばり強く取り組もう。
- 2、夏休みの課題は計画的に行い、提出日には遅れないようにしよう。
- 3、長期休業中でなければできないような学習活動・体験活動をし、自身の見聞を広めよう。
- 4、夏休みの宿題は、「夏休み課題表」にて記載。

《学習教室》

- 1、基礎基本の定着を図るために、「夏季学習会」を開催する。
- 2、日時、場所については別紙にて連絡。
- 3、自分の課題をしっかりと意識し、担当の先生には感謝の気持ちを持って、意欲的に参加しよう。

《部活動》

- 1、活動時間

午前の部	9:00～11:30
午後の部	13:00～15:30
- 2、活動日

夏休み予定表による。土曜・日曜は原則として活動は中止する。但し、土日に活動を行った場合は適宜、休養日を設けること。
- 3、活動手順
 - ① 日直の先生へ活動開始の連絡(部長)「部名と活動場所と活動時間」
 - ② 活動
 - ③ 用具の後片付け、活動場所の清掃、戸締り
 - ④ 日直の先生への活動終了の連絡(部長)
- 4、その他
 - (1) 登下校は通常の部活動日と同じである。
 - (2) 登下校での買い食い、食べ歩きは禁止。
 - (3) 弁当を持参した場合は顧問の指示を受け、まとまって食べる。その際、ゴミは必ず持ち帰る。
 - (4) 無断欠席は絶対にやめよう。必ず連絡を。
 - (5) 部活動以外の校舎やグラウンドの使用は原則的に禁止する。使用する場合はきちんと許可をもらうこと。(小学校・安田体育館・中央公民館などは当然管理者の許可が必要です)

★印の項目は、安田中・安田小の共通のきまりです。安田中学校区として育てたい「子どもの姿」にはとても大切なきまりです。

